

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

## 1 目的

令和3年10月に試験運行を開始したデマンド型交通を本格運行へ移行するにあたって、より安全性を確保するために、受託事業者を総合的に比較考慮する公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務の名称

大衡村デマンド型交通運行業務（以下「デマンド型交通運行業務」という。）

### (2) 業務内容

業務内容は以下のとおり。詳細については、大衡村デマンド型交通運行業務仕様書（以下「仕様書」という。）に示す。

- ①デマンド型交通運行業務及び運行管理業務
- ②利用予約受付業務
- ③問い合わせ及び苦情等の受付・報告

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約締結の日から令和7年3月31日までを準備期間とし、運行業務等の期間（支払い対象となる期間）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。準備期間中は、運行に係る体制構築や各種申請、運行テスト（トレーニング）、村が用意した交通システムの利用者登録等及び予約方法の習得を行うものとし、準備期間中の一切の経費については、運行事業者の負担とすること。

### (4) 提案限度額

25,740,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

## 3 事業者選定等に係るスケジュール

事業者の選定は、以下のスケジュールにて執り行うものとする。

	項目	期日
1	公募（公告・大衡村 HP 掲載開始）	令和7年1月10日（金）
2	質問書提出期限	令和7年1月31日（金）午後5時まで
3	参加表明書提出期限	令和7年1月31日（金）午後5時まで
	企画提案書等提出期限	令和7年2月7日（金）午後5時まで
4	選考審査（プレゼンテーション）	令和7年2月14日（金）
5	審査結果通知	令和7年2月17日（月）
6	契約手続き	令和7年2月18日（火）

## 4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 令和元年度から令和5年度までに、道路運送法第3条または第78条に規定される事業（一般乗合旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業、自家用自動車による有償の旅客運送）の実績があること。
- (2) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可の決定を受けた者を除く。
- (5) 暴力団（大衡村暴力団排除条例（平成25年大衡村条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当するものでないこと。
- (6) 直近の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

## 6 提案への参加手続き等

### (1) プロポーザル実施要領の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書は、村から参加希望業者へ郵送する。

### (2) 参加表明書の提出期限等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を添えて、下記①～③の定めに従い提出すること。

なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

#### ① 提出期限：令和7年1月31日（金）午後5時必着

※ 受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

#### ② 提出場所：大衡村企画財政課

#### ③ 提出方法：持参又は郵送とする。（郵送の場合も期限内必着とする）

#### ④ 提出物

(ア) プロポーザル参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2）

※会社概要パンフレットを作成している場合は添付すること

(ウ) 事業実績調書（様式3）

(エ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式4）

(オ) その他以下の表に掲げる書類

	提出書類	説明
イ	法人の定款 法人の規約類	会社等の法人の目的（事業）、内部組織、活動に関する根本規則 運営規程、就業規則、給与規程等
ロ	損益計算書	1年間の収益性・成長性などの経営成績を示す決算書(直近3年分)
ハ	貸借対照表	会社が保有している資産、負債及び純資産について記載したもの (直近3年分)
ニ	商業登記簿謄本	法務局の発行する履歴全部事項証明書
ホ	印鑑証明書	法務局の発行する法人の印鑑証明書
へ	納税証明書	国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）、市区町 村民税（法人市区町村民税、固定資産税）に未納税額が無いことが 確認できる証明書

※証明書等の発行日は、申請日から起算して3か月以内のものとする。

#### ⑤ 提出部数 1部

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

## 7 提案書の提出

(1) 提案書については、各参加者1つの提案とし、仕様書に従って作成すること。

### (2) 提出する書類

① 企画提案書等届出書 (様式7)

② 企画提案書 (任意様式)

仕様書に基づき作成し、以下の内容を記載すること。

- ・会社概要・請負実績における特記事項
- ・財務状況に関する特記事項
- ・提案金額
- ・業務実施体制

(配備予定人員の内訳、関係者への研修体制、車両・営業所の配備計画)

- ・運行開始までのスケジュール
- ・運行開始後の仕様変更等への対応
- ・緊急時の対応 (連絡体制、人員配置等)
- ・利用促進の取り組み
- ・高齢者等への配慮の提案
- ・独自提案 ※運行体系を大幅に逸脱しない範囲の提案を記載すること
- ・その他

③ 業務実施体制調書 (様式8)

④ 見積書 (任意様式)

⑤ 業務スケジュール (任意様式)

### (3) 企画提案書の形式等

① 用紙サイズはA4判とする。ただし、図表等においてA3判を使用することも可とするが、A4判に折り込むこと。

② 提出部数は、正本1部、副本16部とする。

### (4) 企画提案書の提出期限等

① 提出期限 令和7年2月7日(金)午後5時必着

※ 受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする(ただし、正午から午後1時までを除く。)

② 提出場所：大衡村企画財政課 (担当者：鈴木)

③ 提出方法：持参又は郵送とする。(郵送の場合も期限内必着とする)

### (5) その他

提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は資料の追加提出を求めることがある。

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

## 8 参加申込又は提案に関する質疑等

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとし、以下のとおり受付、回答する。

### (1) 受付

- ① 受付期限 令和7年1月31日（金） 午後5時必着
- ② 大衡村企画財政課（担当：鈴木）
- ③ 提出方法 「質問書」（様式10）により電子メールでの提出とする。  
受付メールアドレス：kizai@village.ohira.miyagi.jp

### (2) 回答

質問に対する回答は、質問者及び参加者全員に対し随時メールにより行う。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

次のとおり提案内容について提案者にプレゼンテーションを行ってもらい、それに対する質疑応答を行う。

### (1) 日時及び場所 令和7年2月14日（金） 予定

※時間及び会場は、別途通知します。

### (2) 実施内容

提案書の説明（20分以内）を受け、大衡村デマンド型交通運行業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による質疑（15分程度）を行う。

なお、質疑に対して回答した内容は、提案に含むものとする。

### (3) 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とし、提出済みの提案書により実施する。スクリーン及びプロジェクター、HDMI端子は事務局で用意し、その他必要な機材（パソコン、接続用ケーブル等）は参加者で用意する。

### (4) 説明者

1社2人以内とし、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保すること。

### (5) その他

提出済み書類以外の資料の追加は認めない。

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

## 10 提案の審査及び契約の方法

参加希望の中から、大衡村デマンド型交通運行業務に関する提案を受け、村が設置する選考委員会において提出された企画提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を、契約締結の優先交渉権者とする。

なお、提案業者が1社となった場合、評価者による評価点が過半数を超えたことを条件に優先交渉者とする。

また、契約に際しては、提案の内容と本村の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で、随意契約による契約を行う。契約の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、決定するものとする。

## 11 企画提案書の審査方法

### (1) 審査方法

参加資格を有する提案者からの提案について総合的な評価基準に基づき決定する。

なお、最高得点の者が複数となった場合は、選考委員会の合議により順位を決定し、本業務の実施事業者候補者を選定する。

### (2) 結果通知

審査の結果については、すべての提案者に速やかに文書により通知する。また、事業者名を村ホームページで公表する。なお、この選定に関する異議等は、一切受け付けない。

### (3) 失格要件

提案された企画提案書等が以下に該当する場合には、提案を無効とする場合がある。

- ① 企画提案書等の必要書類を提出期限内に提出しないとき
- ② 提案内容に虚偽が認められたとき
- ③ 本要領に違反又は逸脱、または審査の公平性を害する行為があったとき

## 12 その他留意事項

(1) 提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案者に返却及び無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行うことがある。

(3) 参加表明書及び企画提案書等の提出後、応募の辞退を行う場合は、様式9にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

- (4) 本提案の審査は、事業者の内定（優先交渉権決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際にはあらためて協議・調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。
- (5) 情報公開請求があった場合、プロポーザル方式による受託候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、大衡村情報公開条例に基づき情報公開及び情報提供するものとする。ただし、提出書類を開示することによって、事業を営む上で、競争上若しくは事業運営上の地位または社会的な地位が不当に損なわれるおそれがある場合、該当部分とその具体的な理由を様式11により提出すること。

## 13 担当部署

大衡村企画財政課（担当：鈴木）

〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地

電話：022-341-8510 FAX：022-345-4853

E-mail kizai@village.ohira.miyagi.jp

# 大衡村デマンド型交通運行業務プロポーザル実施要領

(別紙)

## 評価基準

区 分	評価項目	評価事項	配 点
内容点	運行履行実績	デマンド交通・一般乗合旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業、自家用自動車による有償の旅客運送の運行履行実績及び国土交通省の行政処分等の履歴を評価する。	15
	業務実施体制	ドライバー・オペレーター等関係者の人員体制や研修体制、デマンド型交通本格運行実施体制の妥当性を評価する。	20
	安定したサービス提供	財務状況が健全であるか評価する。	10
	実施手順	運行開始までのスケジュールの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	事務局支援	業務全般において、事務局の支援に十分配慮されているか。運行開始後の実績に応じた仕様変更等に柔軟に対応できるか評価する。	10
	緊急時の対応	緊急時の対応に効果的な提案（トラブル処理、連絡体制、代理の人員配置等）がなされているか評価する。	15
	自由提案	その他本業務に繋がる独自の取り組みを評価する。	5
価格点 (配点：15点)		点数＝最低見積金額／見積金額×配点（15点） ※見積金額は税抜きで算定。小数点以下第1位四捨五入	15
合 計			100